

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気（網戸などを用いた衛生管理に考慮した換気）
- ・一定の数以上の入場制限（予約優先にする）
- ・座席を工夫し密にならない環境整備（座席の間隔を十分に開ける。）（同一方向を向く配置とする。）

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・共通タオルの廃止、ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約や整理券の活用による混雑・行列防止
- ・支払い時の密を防ぐため、食券機やキャッシュレス決済機の導入を促進
- ・現金、カードの支払い時は、コイントレイ（キャッシュトレイ）を積極的に活用
- ・メニュー等はこまめに清拭消毒

5 行いません、行わせません

- ・22時以降の酒類提供
- ・飲料の回し飲み、酌等

6 極力制限します

- ・密集しがちな立食形式は制限する。
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮

8 新しい働き方に向け努力します

- ・オンライン会議

業種別宣言

9 飲食業として次の取組を行います

- (1) 換気が行えない個室席は使用しない。密集しがちな立食形式は制限する。
- (2) 大皿は避けて、料理を個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- (3) 客が大声にならないよう、店内の音楽等は適切な音量とする。
- (4) レジはビニールカーテン等で遮蔽し、社会的距離をとって並ばせる。
- (5) レジ以外（カウンターなど）においても社会的距離（最低1m）の確保や飛沫対策に努める。
- (6) 店舗入口に、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食を断る旨を掲示する。
- (7) 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示する。
- (8) 顧客の入れ替え時など定期的にカウンター・椅子・テーブルなどを消毒する。
- (9) これらのほか、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会における「外食業の事業継続のためのガイドライン」を遵守する。

宣言日：令和2年6月1日

名 称：埼玉県鮨商生活衛生同業組合

